

令和7年度山形県販路開拓緊急対策事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、長引く物価高騰や米国の関税措置の影響を受けている県内の中小企業者の販路開拓・拡大を緊急的に支援するため、中小企業者が実施する国内外の展示会・商談会等の出展に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で中小企業者に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類項目の製造業に分類されるものをいう。

（対象事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、県内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分は、次のとおりとし、その内容は、別表第1のとおりとする。

- (1) 国内展示会等出展支援事業
 - (2) 国外展示会等出展支援事業
- 2 国、県及び市町村が実施する補助事業に採択されている事業は補助対象外とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の交付の決定の日から令和8年2月15日までの間に実施した補助対象事業における別表第2の中欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）につき、同表の右欄に掲げるところにより算出した額とする。ただし、同表の左欄に掲げる事業区分ごとの補助金の下限額を50千円とし、下限額を下回る補助は行わない。

- 2 国、県及び市町村が主催又は共催する事業（負担金等で支援している事業を含む。）に参加する場合も補助対象事業とするが、主催者及び共催者に支払う経費は補助対象外とする。

（交付の申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）

- (2) 事業者概要書（別記様式第 2 号）
- (3) 補助金所要額計算書（別記様式第 3 号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第 7 条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、対象事業者に通知するものとする。

2 対象事業者が補助金の交付を受けることができる回数は、1 回限りとする。

（交付の条件）

第 8 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の合計額の 20% を超える増減（増減額が 100 千円以内の場合を除く。）
- (2) 事業計画書（別記様式第 1 号）の 1 及び事業者概要書（別記様式第 2 号）の内容の変更をしようとする場合

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第 4 号）に第 6 条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 5 号）を提出しなければならない。

4 規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第 6 号）を提出しなければならない。

5 規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（状況報告）

第 9 条 規則第 12 条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第 2 号）は、知事が必要であると認めて求めた場合において、事業実施状況調書（別記様式第 7 号）を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 規則第 14 条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第 2 号）の提出期限は、補助事業完了後 30 日を経過した日又は令和 8 年 2 月 27 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第 8 号）
- (2) 補助金精算額計算書（別記様式第 9 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第 11 条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1

区 分	内 容
1 国内展示会等 出展支援事業	対象事業者が国内で開催される展示会・商談会等に出展し、販路 開拓・拡大に取り組む事業
2 国外展示会等 出展支援事業	対象事業者が国外で開催される展示会・商談会等に出展し、販路 開拓・拡大に取り組む事業（今後の展示会・商談会等の出展及び 関税措置対応のための現地調査を含む。）

別表第 2

区 分	補助対象経費	補助金の額
1 国内展示会等 出展支援事業	出展料、ブース装飾費、備品 レンタル費、旅費、輸送費	補助対象経費（消費税及び地方消 費税相当額を除く。）の合計額の 2 分の 1 に相当する額（その額に千 円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額）又は500千円のい ずれか低い額
2 国外展示会等 出展支援事業	出展料、ブース装飾費、備品 レンタル費、旅費、輸送費、 通訳費	補助対象経費（消費税及び地方消 費税相当額を除く。）の合計額の 2 分の 1 に相当する額（その額に千 円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額）又は750千円のい ずれか低い額

規則別記様式第 1 号

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 7 年度山形県販路開拓緊急対策事業費補助金交付申請書

令和 7 年度において、山形県販路開拓緊急対策事業について、標記補助金 円
を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により関係書類を
添付して申請する。

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 7 年度山形県販路開拓緊急対策事業状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日付け産技第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第12条（又は第14条）の規定により、その状況（又は実績）を関係書類を添付して報告する。

1 補助事業の内容

(1) 事業実施期間
(2) 事業の目的
(3) 事業の実施内容
(4) 参加予定者及びそれぞれの業務内容
(5) 事業の目標及び事業の実施により見込まれる効果等
(6) ターゲットとする国・地域
(7) ターゲットとする国・地域の選定理由

※(6)及び(7)欄は、国外展示会等出展支援事業の場合のみ記載すること。

※用紙が足りない場合は適宜追加すること。

2 補助事業のスケジュール

実施時期	実施内容

※用紙が足りない場合は適宜追加すること。

※参考となる資料がある場合は別に追加すること。

3 販路開拓・拡大に取り組む製品の内容

製品名	製造事業者名・ 製造施設所在地	製品の概要

※用紙が足りない場合は適宜追加すること。

※参考となる資料がある場合は別に追加すること。

別記様式第 2 号

事業者概要書

名称				
代表者役職・氏名				
本社所在地				
製造施設所在地				
資本金・出資金	円			
従業員数	人			
創業・創立日（西暦）	年 月 日			
業種				
担当者の役職及び氏名	役職		氏名	
連絡先	電話		E-mail	

※業種欄は、日本標準産業分類に掲げる細分類と番号（4桁）を記載すること。
※参考となる資料がある場合は別に追加すること。

別記様式第 3 号

補助金所要額計算書

事業区分	経費 区分	(A) 補助対象経費 支出予定額(税抜)	(B) (A) × 1/2 (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助金所要額 (B) 又は (C) のいずれか低い額	(E) 自己資金 (A) - (D)	経費内訳
国内展示 会等出展 支援事業	出展料	円					
	ブース装飾費	円					
	備品レンタル費	円					
	旅費	円					
	輸送費	円					
	計	円	円	500,000 円	円	円	
国外展示 会等出展 支援事業	出展料	円					
	ブース装飾費	円					
	備品レンタル費	円					
	旅費	円					
	輸送費	円					
	通訳費	円					
	計	円	円	750,000 円	円	円	
合計					円	円	

※補助対象経費の積算根拠を経費内訳欄に記載するか、別紙として添付すること。

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 7 年度山形県販路開拓緊急対策事業計画変更承認（及び補助金
変更交付）申請書

令和 年 月 日付け産技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更し（、補助金 円の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既 交 付 決 定 額	金	円 (A)
今回変更増減額	金	円 (B)
変更交付申請額	金	円 (A)+(B)

（注）添付書類のうち、別記様式第 1 号及び第 2 号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

令和7年度山形県販路開拓緊急対策事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け産技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業者 住 所
名 称
代表者氏名

令和 7 年度山形県販路開拓緊急対策事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け産技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告する。

記

1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由

2 遂行状況と今後の見通し

事業実施状況調書

1 補助事業の実施状況

2 事業の遂行状況

経費区分	総事業費 (補助対象 経 費)	令和 年 月 日 までに完了したもの		令和 年 月 日 以降に実施するもの		備考
		事業費 (注)	出来高比率	事業費 (注)	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合計						

※事業費欄は、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

事業実績書

1 補助事業の実績

(1) 事業実施期間
(2) 事業実施内容
(3) 参加者及びそれぞれの業務内容
(4) 事業の成果
(5) 評価及び要因分析
(6) 事業終了後の活動方針

2 補助事業のスケジュール（実績）

実施時期	実施内容

※用紙が足りない場合は適宜追加すること。

※参考となる資料がある場合は別に追加すること。

3 販路開拓・拡大に取り組んだ製品の内容

製品名	製造事業者名・ 製造施設所在地	製品の概要

※用紙が足りない場合は適宜追加すること。

※参考となる資料がある場合は別に追加すること。

補助金精算額計算書

事業区分	経費 区分	(A) 補助対象経費 支出額(税抜)	(B) (A) × 1/2 (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助基本額 (B) 又は (C) のい ずれか低い額	(E) 補助金既交付 決定額	(F) 補助金所要額 (D) 又は (E) のい ずれか低い額	経費内訳
国内展示 会等出展 支援事業	出展料	円						
	ブース装飾費	円						
	備品レンタル費	円						
	旅費	円						
	輸送費	円						
	計	円	円	500,000 円	円	円	円	
国外展示 会等出展 支援事業	出展料	円						
	ブース装飾費	円						
	備品レンタル費	円						
	旅費	円						
	輸送費	円						
	通訳費	円						
	計	円	円	750,000 円	円	円	円	
合計					円	円	円	

※補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写しを添付すること。